

## 10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

子どもや若者への学校、地域及び関係機関における相談支援体制を充実し、連携を推進します。

中柱	小柱・施策	ページ
(1) いじめを苦しめた子どもの自殺予防	① いじめの早期発見をする地域の体制整備	190
	◇ 「人権・子どもホットライン」等による相談対応	190
	◇ いじめ・暴力行為問題対策協議会	190
	◇ いじめ問題対策研修会	191
	◇ 教育指導担当職員による「いじめ」に関する教育相談の実施	191
	② いじめに対する学校・教育委員会、家庭・地域の連携強化	192
	◇ いじめ防止対策推進法の推進	192
	③ いじめに対する相談支援体制の充実	193
	◇ 24時間子どもSOSダイヤルの実施	193
(2) 学生・生徒等への支援の充実	① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化	194
	◇ 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置 【再掲】	194
	◇ 県立高等学校等へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	195
	◇ 県立高等学校へのスクールメンター配置【再掲】	195
	◇ 県立学校への自殺予防の啓発【再掲】	195
	◇ 公立中学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	195
	◇ 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	195
	◇ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置【再掲】	195
	② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化	196
	◇ 地域連携による高校生のこころサポート事業【再掲】	196
	③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進	197
	◇ 県立学校における緊急時の児童生徒の健康相談・保健指導の充実	197
	④ 教育委員会における障がい者に関わる相談窓口の整備	198
◇ 障がいを理由とする差別に関する相談の受付【再掲】	198	
◇ 障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知【再掲】	198	
(3) SOSの出し方に関する教育の推進	① 教職員に対する普及啓発及び研修の実施	199
	◇ 自殺対策に関する出前講座【再掲】	199
	◇ 教職員向け研修会への講師派遣【再掲】	199

中柱	小柱・施策	ページ
(3) SOSの出し方に関する教育の推進	② 児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施	200
	◇ SOSの出し方に関する教育の推進	200
(4) 子どもへの支援の充実	① 子どもに関わる相談窓口の整備	201
	◇ 「子ども・家庭 110 番」「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置【再掲】	201
	◇ 「人権・子どもホットライン」の設置【再掲】	201
	◇ 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣【再掲】	201
	② 生活困窮者等の子どもへの支援	202
	◇ 子どもの健全育成プログラム	202
	③ 子どもに関わる相談支援体制の充実	203
	◇ 被虐待児へのこころのケア【再掲】	203
	◇ かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	203
	◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	203
	④ 県内学校の児童・生徒に関わる相談窓口の周知	204
	◇ 相談窓口周知ポスターの作成・活用	204
◇ 私立学校における相談窓口周知ポスターの活用	204	
(5) 若者への支援の充実	① 若者への相談支援体制の充実	205
	◇ こころの電話相談【再掲】	205
	◇ ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営【再掲】	206
	◇ 「いのちのほっとライン@かながわ」【再掲】	206
	◇ 「Twitter 等広告事業」【再掲】	206
	② 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進	207
	◇ 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	207
	③ ひきこもり対策の推進	208
	◇ かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	208
	◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	208
	◇ ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討【再掲】	208
	◇ 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	209
④ 若年無業者等職業支援	210	
◇ かながわ若者就職支援センターでの支援	210	
◇ かながわ若者サポートステーション事業	210	

## (1) いじめを苦しめた子どもの自殺予防

---

### ① いじめの早期発見をする地域の体制整備

#### 【現状】

- ・ 「子ども・家庭 110 番」、「人権・子どもホットライン」を含む電話相談の受付件数は、毎年 3,000 件を超えています。その中にいじめに関する相談も含まれています。
- ・ 平成 27 年 7 月からは、「児童相談所全国共通ダイヤル」の番号が 3 桁化され、児童虐待の通告を含む相談に対応できる仕組みが整備されています。
- ・ 県私立中学高等学校協会が設置した「いじめ・暴力行為問題対策協議会」において協議、情報提供を毎年行っています。
- ・ また、「いじめ問題」について、県私立中学高等学校協会及び県私立小学校協会とともに、「いじめ・暴力問題」に関する教職員対象の研修を毎年実施しています。

#### 【課題】

- ・ 相談しやすい体制を図るため、相談窓口を充実させることが必要です。

#### 【施策】

##### ◇ 「人権・子どもホットライン」等による相談対応

いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談のほか、「子ども・家庭 110 番」、「児童相談所全国共通ダイヤル」等で、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。

##### ◇ いじめ・暴力行為問題対策協議会

私立中学高等学校協会、私立小学校協会、私学保護者会連合会の役員を集めて協議をし、情報提供を行います。

10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する  
(1) いじめを苦しめた子どもの自殺予防

◇ いじめ問題対策研修会

外部講師を招き、毎年研修内容を設定し、県内私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校の教職員を対象に研修会を実施します。

◇ 教育指導担当職員による「いじめ」に関する教育相談の実施

教育指導担当職員が電話（場合によっては直接）にて保護者、生徒等からの教育相談を実施します。

## ② いじめに対する学校・教育委員会、家庭・地域の連携強化

### 【現状】

- ・ 県においては、いじめ防止対策推進法及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「神奈川県いじめ防止基本方針」を策定し、県におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進に取り組んでいます。
- ・ 各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等を推進する学校の体制づくりに取り組んでいます。また、学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載し、家庭や地域に周知しています。

### 【課題】

- ・ 各学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの、より一層の推進を図り、いじめの防止、早期発見、適切な対応に努める必要があります。
- ・ いじめの防止等の取組みを効果的に進めていくために、学校、関係機関、家庭、地域等が各学校のいじめ防止基本方針の考え方を共有し、連携して取り組むことが必要です。

### 【施策】

#### ◇ いじめ防止対策推進法の推進

いじめ防止等の取組みを推進するため、各学校におけるより効果的な研修等の実施や、関係機関や家庭・地域との連携の実現をめざします。

### ③ いじめに対する相談支援体制の充実

#### 【現状】

- ・ 総合教育センターにおける、「24 時間子ども SOS ダイヤル」を含む令和 3 年度の全相談件数は 10,416 件です。
- ・ いじめを主訴とする相談は 156 件であり、その中で電話による相談は 145 件でした。
- ・ 難しい相談への対応について、相談員で事例検討会を行っています。
- ・ 相談マニュアルを作成し、自殺をほのめかす内容の相談や、緊急性が感じられる相談の対応について相談員に周知しています。

#### 【課題】

- ・ いじめを主訴とする相談の中には、命に関わる深刻な相談もあります。
- ・ 電話相談では、相談者が見えない中で、会話の内容や相談者の声だけから、相談の緊急性等を判断しなければならない困難さがあります。

#### 【施策】

##### ◇ 24 時間子ども SOS ダイヤルの実施

いじめをはじめとして子どもの困りごとに対応するため専用の電話相談窓口を設け、24 時間 365 日対応します。

引き続き、相談員を対象とした研修を実施し、緊急性を判断しながら適切な対応ができるようにします。

## (2) 学生・生徒等への支援の充実

---

### ① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化

#### 【現状】

- ・ 児童・生徒の自殺の未然防止のため、教職員間だけでなく、教職員以外の立場で児童・生徒に関わるスクールカウンセラー等との連携を図り、チームとしての支援を推進しています。
- ・ スクールカウンセラーは臨床心理士等の心理の専門家であり、心の悩みを抱える児童・生徒、保護者に対して、専門的な相談や助言を行っています。
- ・ スクールソーシャルワーカーは社会福祉に関する知識や技術を有する専門家であり、課題を抱えた児童・生徒が置かれる家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を行っています。
- ・ スクールメンターは、学校生活の様々な機会に生徒と積極的に関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行うことを目的として、県立高校 20 校に配置しています。

#### 【課題】

- ・ 児童・生徒が抱えている課題は多様化・複雑化しており、表面化しない場合もあります。児童・生徒からの様々なサインに気づき、自殺の未然防止となるよう一層の教育相談体制の充実をめざす必要があります。
- ・ 児童・生徒の課題や問題が、多様化・複雑化する中で、様々な課題を解決するためには、学校はより一層、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との効果的な連携による支援を推進する必要があります。

#### 【施策】

#### ◇ 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】

県立高等学校等では、心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取り組めます。

◇ 県立高等学校等へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの生徒等に対応できるように取り組みます。

◇ 県立高等学校へのスクールメンター配置【再掲】

学校生活の様々な機会で、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。

◇ 県立学校への自殺予防の啓発【再掲】

県教育委員会が作成した自殺予防に向けた教職員向けの指導資料「児童・生徒の自殺予防に向けたこころサポートハンドブック（改訂版）」の活用を図るとともに、教職員向けのゲートキーパー研修を各学校で実施し、自殺予防に対する意識啓発を図ります。

◇ 公立中学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】

小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。

全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応します。

◇ 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】

社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。

◇ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置【再掲】

県内私立学校においても、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が必要な時にカウンセリングを利用できるように取り組みます。

## ② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化

### 【現状】

- ・ 県の20歳未満の自殺者数は横ばい状態が続いています。
- ・ 児童・生徒の自殺の未然防止のため、県立高等学校8校を推進校に指定し、教職員だけでなく地域の行政機関、医療機関、NPO等と連携した取組を推進しています。

### 【課題】

- ・ 児童・生徒が抱えている課題は多様化・複雑化し、教職員だけでは対応が難しい場合があります。特に精神疾患等による自殺のリスクがある生徒には、支援についての専門的知識を持つ地域の行政機関や医療機関、NPO等との効果的な連携をさらに推進する必要があります。

### 【施策】

#### ◇ 地域連携による高校生のこころサポート事業【再掲】

本事業推進校に指定された学校の活動報告を、県立高等学校等の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、県立高等学校等に対して、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の普及に取り組みます。

### ③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進

#### 【現状】

- ・ 学校保健安全法に基づき、学校においては、児童・生徒等の心身の健康に関し、校内外の連携体制を築き、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行っています。
- ・ また、児童・生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時は、各校の危険等発生時対処要領に沿って、当該児童・生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童・生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行っています。

#### 【課題】

- ・ 危険等発生時は、特に緊急支援を要し、支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より迅速に校内外の連携体制を築き、児童・生徒等の安全の確保を図りつつ、支援を行う必要があります。

#### 【施策】

- ◇ 県立学校における緊急時の児童生徒の健康相談・保健指導の充実  
緊急時の県立学校における取組みや、教育実践を支援します。

#### ④ 教育委員会における障がい者に関わる相談窓口の整備

##### 【現状】

- ・ 平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)が施行されたことに伴い、法第10条第1項に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、神奈川県教育委員会に属する教職員が適切に対応するため、「神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しました。
- ・ 教育委員会では、本対応要領に基づき、職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族、その他の関係者からの相談を受けるため、相談窓口を設置しています。

##### 【課題】

- ・ 平成28年に施行された法に基づき設置された相談窓口であるため、学校の教職員や児童・生徒及びその保護者に対し、窓口の周知を図っていく必要がある。

##### 【施策】

###### ◇ 障がいを理由とする差別に関する相談の受付【再掲】

障害者差別解消法に係る相談窓口を設置し、対面のほか、電話、ファックス、フォームメールにより相談を受け付けます。相談内容については関係する課又は所に対応します。

###### ◇ 障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知【再掲】

県教育委員会のホームページで周知を図るほか、県立学校の児童・生徒用の相談窓口周知ポスターに障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載し、児童・生徒への周知を図ります。

### (3) SOSの出し方に関する教育の推進

---

#### ① 教職員に対する普及啓発及び研修の実施

##### 【現状】

- ・ 県の自殺者数は、平成24年から令和元年まで減少傾向にありましたが、令和2年は増加し、令和3年はやや減少したものの高止まり状態にあります。そうした中、特に10歳代、20歳代の自殺者は、横ばい状態が続いています。
- ・ 県は、学校現場において、児童・生徒と日々接する教職員を主な対象として、自殺対策に関する知識等の向上を図り、自殺に対する適切な対応が図れる人材を養成するために、「出前講座」を実施しています。

##### 【課題】

- ・ 児童・生徒等が、困難に直面した時に、生きることを選択できるように、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要です。
- ・ 児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することができるよう、教職員に対して、自殺や適切なストレス対処法等について、正しい理解や知識をさらに普及していくことが必要です。

##### 【施策】

#### ◇ 自殺対策に関する出前講座【再掲】

小学校、中学校、高等学校等において、困難に直面した児童・生徒等が、生きることを選択できるように、教職員向けに自殺対策等に関する知識の普及啓発を図る「出前講座」を実施します。自殺対策等について、専門的な知識のある職員等が、依頼のあった学校に出向いて実施します。

#### ◇ 教職員向け研修会への講師派遣【再掲】

教職員が、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるように、県精神保健福祉センターから教職員向け研修会等に講師を派遣します。

## ② 児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施

### 【現状】

- ・ 小・中・高等学校・特別支援学校等では、「いのちを大切に作る心」等を育む「いのちの授業」や、不安や悩み、ストレスへの対処を学習する保健体育等の授業を通して、自殺予防にも資する取組みを進めています。

### 【課題】

- ・ 児童・生徒の自殺を未然に防ぐためには、自殺対策基本法に規定されている「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」（「SOSの出し方に関する教育」）を推進することが必要です。また、その際には、様々な相談窓口を周知するとともに、こちらの危機に陥った友人の感情を受け止めて、考え方や行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方（SOSの受け止め方）についても、教えることが望まれます。
- ・ また、SOSの出し方に関する教育を実施する際には、保健師、社会福祉士、民生委員等の地域の外部人材を活用することで、児童・生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になりうることを直接伝えることができ、家庭への支援も可能となります。このように、学校と地域が連携・協力した取組みを推進することが求められています。

### 【施策】

#### ◇ SOSの出し方に関する教育の推進

「いのちの授業」の取組みに位置づけたり、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図るなど、各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育に取り組みます。

また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について学校への周知を図ります。

## (4) 子どもへの支援の充実

---

### ① 子どもに関わる相談窓口の整備

#### 【現状】

- ・ 「子ども・家庭 110 番」、「人権・子どもホットライン」を含む電話相談の受付件数は、毎年 3,000 件を超えています。
- ・ 平成 27 年 7 月からは、「児童相談所全国共通ダイヤル」の番号が 3 桁化され、児童虐待の通告を含む相談に対応できる仕組みが整備されています。
- ・ 児童相談所の指導のもと、支援を要する児童の家庭に、児童の兄・姉に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを派遣しています。

#### 【課題】

- ・ 相談しやすい体制を図るため、相談窓口を充実させることが必要です。

#### 【施策】

##### ◇ 「子ども・家庭 110 番」「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置【再掲】

子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を 24 時間 365 日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。

##### ◇ 「人権・子どもホットライン」の設置【再掲】

いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。

##### ◇ 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣【再掲】

ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。

## ② 生活困窮者等の子どもへの支援

### 【現状】

- ・ 生活保護世帯等では、進学、進路への不安を持つ子どもや学習不振等の課題をもつ子どもが少なくなく、子どもの健全育成に向けて積極的な支援が求められています。

### 【課題】

- ・ 生活保護世帯等の子どもの健全育成を支援する取組みを組織的に進めるために、子どもの課題や支援方策に関する共通理解や情報共有が必要です。

### 【施策】

#### ◇ 子どもの健全育成プログラム

生活保護のケースワーカー等を対象とした、生活保護世帯等の子どもへ支援を行うための手順や留意点及び関連する情報を集めた、子どもの健全育成プログラム（支援の手引き）を策定し、定期的に見直しを行います。

### ③ 子どもに関わる相談支援体制の充実

#### 【現状】

- ・ 県所管の児童相談所で受け付けた児童虐待相談件数は、年々増加しており、令和3年度は過去最多の6,742件です。
- ・ 県内には不登校・ひきこもり・非行等の困難を抱える子ども・若者が多くいると思われます。

#### 【課題】

- ・ 児童虐待は子どもの心身に大きな影響を与えることから、こころのケアを図ることが必要です。
- ・ 困難を抱える子どもの中にどこに支援を求めたらよいか分からない人が多いため、相談に取り組んでいく必要があります。

#### 【施策】

##### ◇ 被虐待児へのこころのケア【再掲】

虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続したこころのケアを図ります。

##### ◇ かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】

電話または面接により困難を有する子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。

##### ◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】

ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行うとともに、必要に応じて市町村や関係機関へ連携するための調整を行います。

#### ④ 県内学校の児童・生徒に関わる相談窓口の周知

##### 【現状】

- ・ 県教育委員会では、児童・生徒が安心できる環境整備として校内人権相談窓口を設置しています。学校への相談件数は、令和2年度に1,037件、令和3年度に1,287件となっており、相談内容に関してもいじめや虐待を始め、多岐に渡っています。
- ・ 児童・生徒の相談窓口については、平成28年度より毎年度、県の機関やNPO法人等の相談窓口を周知することを目的として、相談窓口を掲載したポスターを作成し、各県立学校へ配付するほか、各市町村立学校においても周知できるよう、市町村教育委員会へ資料を送付しています。
- ・ 県内私立学校においても、児童・生徒が利用しやすい相談窓口を周知するためのポスターを校内に掲示しています。

##### 【課題】

- ・ 相談窓口で対応している児童・生徒の悩みの内容が多様化及び複合化しているため、窓口の相談時間や相談を行うツールについて、県等の関係機関やNPO法人等の相談窓口の情報を収集し、周知していくなど、児童・生徒が、適切に相談できる体制を構築していくことが重要です。

##### 【施策】

###### ◇ 相談窓口周知ポスターの作成・活用

県立学校の児童・生徒が悩みについて相談できる窓口を掲載したポスターを作成し、各県立学校へ配付するとともに、各学校においては、児童・生徒が見やすい場所へポスターを掲示することで、児童・生徒が悩みを相談しやすい体制を整えます。

また、市町村立学校の児童・生徒についても、悩みを相談しやすい体制を整えるために、市町村教育委員会へ資料を送付します。

###### ◇ 私立学校における相談窓口周知ポスターの活用

県内私立学校においても、悩みについて相談できる窓口を掲載したポスターを校内に掲示し、相談窓口の普及に努めます。

## (5) 若者への支援の充実

---

### ① 若者への相談支援体制の充実

#### 【現状】

- ・ 気軽にストレスチェックができる、ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」を公開し、若者が相談支援窓口の情報を得られるようにしています。
- ・ 県民を対象に広くこころの健康に関して、孤立を防ぎ自殺の予防を図ることを目的に「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施しています。
- ・ 電話相談に抵抗を感じる若者が気軽に相談できる環境を整備するため、若者を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、令和2年から「いのちのほっとライン@かながわ」を開設しています。
- ・ Twitter上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行っています。

#### 【課題】

- ・ 若者が「こころナビかながわ」を利用し、相談窓口の情報を得られるように支援することが必要です。また、「こころの電話相談」等を利用し、自発的な相談ができる体制づくりの推進が必要です。
- ・ 若者は自発的な相談に消極的で支援につながりにくい傾向があります。令和3年度の「こころの電話相談」による0歳～29歳の利用者数は437件、全体の約5.5%となっており、若者が気軽に相談できる環境整備を引き続き進める必要があります。
- ・ SNS等のICTを活用した相談支援体制の整備を行い、若者をはじめとした悩みを抱える方がより気軽に相談できる環境を整えるとともに、相談の質や対応率を向上させる必要があります。

#### 【施策】

##### ◇ こころの電話相談【再掲】

県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。

◇ **ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営【再掲】**

気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。

◇ **「いのちのほっとライン@かながわ」【再掲】**

若年層を中心に幅広く利用されている LINE を活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。

◇ **「Twitter 等広告事業」【再掲】**

Twitter 上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行うとともに、他のメディアにおける同様の取組みについても検討していきます。

## ② 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

### 【現状】

- ・ 県の自殺者数は、平成24年から令和元年まで減少傾向にありましたが、令和2年は増加し、令和3年はやや減少したものの高止まり状態にあります。そうした中、特に10歳代、20歳代の自殺者数は、横ばい状態が続いています。
- ・ そこで、大学生に対して、自分自身のストレスに気がつくことや、身近な友人、家族の変化に気づき適切な対応をとることができるよう、大学等と連携して、大学生及び教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施しています。

### 【課題】

- ・ 学生や教職員がこころの不調に気づき、適切に対応をすることが必要です。
- ・ 学生に対して、自殺や適切なストレス対処法等について、正しい知識の普及やより一層の理解促進を図っていくことが必要です。

### 【施策】

#### ◇ 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施【再掲】

県内大学等との連携強化を推進し、大学生や大学の教職員に対して、自分や友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。

### ③ ひきこもり対策の推進

#### 【現状】

- ・ 県内の不登校・ひきこもり・非行等の困難を有する子ども・若者やその家族への相談に対応する必要があります。
- ・ ひきこもりとは、精神障害がなく、様々な要因によって自宅にひきこもって学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態が6か月以上続いていることで、特定の病名や診断名はありません。
- ・ 保健福祉事務所・センターにおいては、こころの病気かどうかについて、精神保健福祉相談や保健師、福祉職による電話や来所の相談を行っています。

#### 【課題】

- ・ 困難を抱える子ども・若者の中にどこに支援を求めたらよいか分からない人が多いため、相談に取り組んでいく必要があります。

#### 【施策】

##### ◇ かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】

電話または面接により困難を有する子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。

##### ◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】

ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行うとともに、必要に応じて市町村や関係機関へ連携するための調整を行います。

##### ◇ ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討【再掲】

ひきこもり支援における居場所について、県内市町村と連携した各地での巡回型居場所の設置、及びデジタル技術を活用した新たな居場所づくりを検討します。

◇ 精神保健福祉普及相談事業【再掲】

保健福祉事務所・センター、保健所や精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。

#### ④ 若年無業者等職業支援

##### 【現状】

- ・ 神奈川県労働力調査結果報告によると、25～34歳の非正規雇用の割合は令和2年21.1%から令和3年20.6%で改善傾向にありますが、依然として約5人に1人が非正規職員として従事しています。
- ・ 国の調査によると、全国の若年無業者（15～34歳）の数は約57万人で高止まりしています。
- ・ ニート等の若者の職業的自立を支援する拠点として、県西部地域若者サポートステーション（小田原市内）及び県央地域若者サポートステーション（厚木市内）の設置・運営を行っています。

##### 【課題】

- ・ 若者が職に就けなかったり、不本意ながら非正規雇用にとどまっている状況が続くと、本人が職業能力開発の機会を得られず、十分なキャリア形成を図れないことが懸念されます。若年労働者の早期離職を防止するとともに、安定した雇用に結びつけるよう、若者の個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援が必要です。
- ・ ニート等の若者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要です。

##### 【施策】

###### ◇ かながわ若者就職支援センターでの支援

かながわ若者就職支援センターにおいて、国と連携し、キャリアカウンセリングや就職情報の提供等を実施し、若者の就職活動を支援します。

###### ◇ かながわ若者サポートステーション事業

地域若者サポートステーションを設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向けそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。